

施設整備に係る補助金について

- (1) 施設整備にあたっては、宮城県地域医療介護総合確保事業補助金を財源とする市の補助金を活用することができます。補助金は、補助制度の変更や財政事情により減額または不交付になることも念頭に置き、十分に対応できるようにしてください。(市単独の補助金はありません。)
- (2) 事業を行うにあたり、「宮城県地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱」「名取市地域医療介護総合確保事業に係る介護施設等の整備に関する事業費補助金交付要綱」「名取市契約規則」等の本市の入札・契約に関する関連規程に則り、整備を行うこととなります。詳細は、前述の要綱・規則等を確認してください。
- (3) 補助金を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠してください。
- (4) 補助金の交付決定前に着手した場合は、交付の対象外となりますので、ご留意ください。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄することはできません。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管してください。

※地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の対象経費

施設等（施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※開設準備経費支援事業補助金の対象経費

施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購

入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

【参考】補助の概要

令和6年度地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）
補助金の交付要綱より（新規の場合）

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護＞

7,000千円以内で宮城県知事が定める額（単位：施設数）

＜認知症対応型共同生活介護＞

39,600千円以内で宮城県知事が定める額（単位：施設数）

イ 介護施設等の施設開設準備等経費等支援事業

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護＞

16,600千円以内で宮城県知事が定める額（単位：施設数）

＜認知症対応型共同生活介護＞

989千円以内で宮城県知事が定める額（単位：定員数）